大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定書

墨田区(以下「甲」という。)と〇〇管理組合(以下「乙」という。)とは、 乙が管理する施設の大規模な水害時における一時避難施設としての利用に関し、 次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、区内に大規模な水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が管理する施設の一部を、近隣住民等の一時避難施設として利用させることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「対象施設」という。)は、〇〇〇〇(東京都墨田区 丁目 番号)とする。

(利用範囲)

第3条 乙が提供する一時避難施設としての対象施設の利用範囲は、〇〇とする。

(利用期間)

第4条 一時避難施設としての対象施設の利用期間は、原則として、次条に規定する甲の要請のときから乙の対象施設周辺の水害が収束するときまでの間とする。この場合において、当該利用期間が終了したときは、甲の責任において、対象施設に避難してきた近隣住民等を退去させるものとする。

(協力要請)

第5条 甲による対象施設の利用に係る要請は、一時避難施設提供要請書(様式)により行うものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、口頭により要請することができることとし、後日、速やかに一時避難施設提供要請書を送付するものとする。

(居住者への周知)

第6条 甲は、乙と十分協議の上、連携して対象施設の居住者に対し、この協 定の内容について事前に周知を行うものとする。

(費用負担)

第7条 甲の一時避難施設としての対象施設の利用に係る費用は、原則として 無料とする。

(避難時の事故等に係る責任)

第8条 乙は、自らの責めに帰すべき事由によるものを除き、対象施設に避難してきた近隣住民等に関する事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙が提供した対象施設の設備等に損害が生じた場合のこの協定に基づく対応については、特別な事情がある場合を除き、甲が行うものとする。この場合において、原状回復に要する費用が発生したときにおける負担額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らの申出がないときは、更に1年間有効に存続するものとし、それ以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたとき は、その都度甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号 甲 墨田区 代表者 墨田区長 〇〇 〇〇

 東京都墨田区
 丁目
 番
 号

 乙
 〇〇〇〇〇管理組合
 代表者
 〇〇〇〇〇〇

作成工人							
					年	月	日
	一時過	聲難施 記	设提供要 請	書			
	樣						
				墨田区長			印
年 月 施設の利用に関する							
要請内容							
期間	年	月	日~	年	月	В	
	'			· 	, ,		